同表の11の記載を同表の1の記載に改め、同号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号。以下この号において「平成27年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法第81条の４（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）（平成27年改正法第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の103又は第68条の104第１項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を同号イ(1)及び(11)を同号ロ(1)に改め、同表四号中「「左のうち益金の額に算入される金額　(26)」、「左のうち益金の額に算入される金額　(30)」、「特例非支配目的株式等に係る配当等の額　(37)」及び「左記以外の株式等に係る配当等の額　(38)」を「「左のうち益金の額に算入される金額　(21)」、「左のうち益金の額に算入される金額　(24)」、「特例非支配目的株式等に係る配当等の額　(31)」及び「左記以外の株式等に係る配当等の額　(32)」に改め、同号を同号(1)とし、同表五号中「連結親法人事業年度が平成27年４月１日以後に開始する連結事業年度において、」を同号イ「「本店の所在地　(32)」」を「「本店の所在地　(26)」」に、「「基準日　(33)」及び「保有割合　(34)」を「「基準日　(27)」及び「保有割合　(28)」」に改め、同号を同号(11)とし、同表六号中「「保有割合　(34)」」を「「保有割合　(28)」」に改め、同号を同号四号とする。